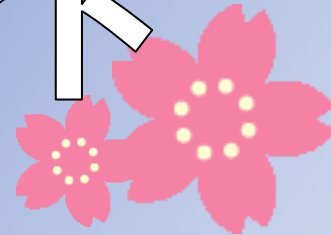



川崎市立柞形中学校 生活ガイド





年 組 氏名

柘中生の一日の生活

令和6年 Ver.

項目	詳しい説明
登校	<ul style="list-style-type: none">・ 8時25分までに教室で着席します。教室で出欠確認をします。・ 登校したら、朝学活まで自分の席で読書をしましょう。・ 毎週金曜日は GIGA 活動です。タイピング練習やミライシードのドリルなど Chromebook の操作に慣れましょう。・ 欠席をする場合は、7時30分～8時00分の間に保護者から学校に電話連絡をしてください。ミマモルメでの連絡でもかまいません。・ 自転車通学は禁止です。・ 登校後の外出は一切認めません。
朝会 生徒集会	<ul style="list-style-type: none">・ 朝会、生徒集会があるときは、登校後、教室に荷物を置いて 8時25分までに体育館に整列し、出欠確認します。 (学級委員が先頭で整列します。出席番号前半が右、後半が左の1クラス2列で並びます。) 
朝学活	<ul style="list-style-type: none">・ 朝学活では、担任の先生から1日の流れや連絡事項が伝えられます。
遅刻	<ul style="list-style-type: none">・ 遅刻した場合は、必ず職員室に立ち寄り、「おはようございます。〇年〇組の〇〇です。今、登校しました」と報告してから教室へ行きましょう。
授業	<ul style="list-style-type: none">・ チャイムで授業が開始できるように、授業準備は休み時間にしておきチャイム前に着席しているようにしましょう。・ 授業のはじまりと終わりは、担当の先生にしっかりと挨拶をしましょう。・ 真剣に授業を受け、他の人に迷惑をかけないようにしましょう。・ わからない点などは質問するなどして、その日のうちに理解しておきましょう。
10分休み	<ul style="list-style-type: none">・ 授業の準備と移動、トイレを済ませる、水分補給の時間です。・ トイレは自分の教室のある階のものを使用しましょう。・ 教室の移動は静かに、走らずにお願いします。・ 他のクラスの教室には入りません。他学年のフロアーにも行きません。・ 廊下の床に座っておしゃべりすることもないようにしましょう。
昼食 (給食)	<ul style="list-style-type: none">・ 昼食は全員でそろってから「いただきます」をします。・ 給食とお弁当の日があります。予定表を確認しましょう。・ 使用したエプロンは洗濯して、週明けに持ってきてきましょう。・ チャイムが鳴ったら号令とともに「ごちそうさま」をします。時間を見ながら食べましょう。また、食べ終わっても「ごちそうさま」までは自分の席で過ごしましょう。

<p>昼休み (20 分間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 晴天であれば、福祉委員からボールを借りられます。 • 雨天のときは室内で読書や学習等で静かに過ごしましょう。 • ボールを使うときは、福祉委員からボールを借りられます。 • 教室や廊下は、走りません。 • 天気に関わらず、図書室を利用することもできます。 	
<p>清掃</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 清掃は通常は火曜・金曜です。清掃時は上下ジャージを着用しましょう。ワイシャツの上に着てもかまいません。 • 定められた時間に終わるように全員で協力しましょう。 • 用具は大切に使用し、片づけもきちんとお願いします。 • 部活動の服装で清掃することはできません。 	
<p>帰り学活</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 1 日の終わりに帰り学活を行います。次の日の授業の連絡や手紙類の配布があります。 • 教科係のみなさんは、連絡ができるようにしておきましょう。 • 部活動 T シャツやウインドブレーカーで参加することはできません。 	
<p>放課後</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 部活動がある日は、すみやかに活動場所で準備をしましょう。 • 戸締りは日直、当番に限らず 1 人 1 人が気をつけましょう。 • 特に用がない生徒は、すぐに下校しましょう。 • 買い食いや寄り道をせず、まっすぐに帰りましょう。 • クラスで残留したい場合は、あらかじめ担任の先生の方の了承を得て、先生についてもらう必要があります。 	

たくさん決まりがあって大変ですね。しかし、これらはみなさんが「安全・安心で楽しい学校生活を送る」ために必要な約束です。枞中生としての習慣をしっかり身につけましょう。



その他の約束と注意事項

- ① 原則として、お金は持ってきてはいけません。上履きや体操着を買った時のお釣りなど、やむを得ずお金を持って
いる場合には、朝のうちに担任の先生に預けましょう。
- ② 職員室で先生を呼ぶときは「生徒用」の扉をノックし「失礼します。□年□組の〇〇です。
△△先生いらっしゃいますか。」とはっきりと言いましょ。
- ③ 積極的に水筒は持ってきましょう。ただし、中身は「水・お茶・スポーツドリンク」のいずれかにしましょう。
- ④ 水筒で水分補給をするのは、10分休みか昼休みにして、授業中に飲まないようにしましょ。
また、友だちとの回し飲みは衛生上よくないのでやめましょ。
- ⑤ 服装は、一度ジャージに着替えたら、そのまま他の授業も受けることができます。
(ジャージ下校も可能です)
- ⑥ 靴は体育の授業で使用できるもので、高価なものや華美なものは避けましょ。
- ⑦ スカートの丈は、ひざがかくれる程度です。
- ⑧ ベルトは紺か黒の装飾のないベルトを使いましょ。
- ⑨ 靴下は黒・白・紺・灰色で無地かワンポイントです。
- ⑩ 髪が肩にかかるような長い人は結びましょ。結びときのゴムは黒・紺・茶など目立たない色にしましょ。
- ⑪ バッグにはアクセサリーをつけないでください。(目印のために小さなものを1つつけるのは可)
- ⑫ ネクタイ、リボンはきちんと着用し、校章(旧標準服)をつけましょ。
- ⑬ 登校後の外出は一切認めません。
- ⑭ 校舎内の施設や道具類はみなさんで使用します。大切に扱いましょ。壊れてしまった場合は報告してください。
- ⑮ 所持品、着衣等には必ず記名し、自分の物はしっかり整理・管理しましょ。
- ⑯ 生徒同士での物の貸し借りはトラブルのもとになります。控えましょ。
- ⑰ 学校生活に不要なもの(スマートフォンなど)は持って来ないようにしましょ。
- ⑱ 情報モラルを守りましょ。

服装等について

項目	基準
基準服	夏服着用時（5月1日から10月31日まで）の服装は生徒がそのときの気候に合わせて、標準服（夏服）、体操服、ジャージから選択する。 冬服着用時（11月1日から4月30日まで）は標準服を着て登校する。 ※一度着替えた場合は、下校時はジャージ、体操服を着用してもよい。
	標準服は変形させず（ズボンを太くするなど）身だしなみを整えること。
	スカートの長さは、膝がかくれる程度の長さとする。変形をさせない。 夏服着用期間、ベストは着用しなくてもよい。
シャツ	白の無地のワイシャツとする。 夏期は半袖シャツまたは、指定ポロシャツ。（ネクタイはつけなくてよい。） 冬期はVネックのスクールセーター（無地で黒、グレー、紺色）を着用してもよい。新標準服のセーター色は紺、黒。 スクールセーター着用時は、ベストを着用しなくてよい。
ベルト	黒又は紺色の装飾のないベルトとする。
くつ下	白・黒・紺・灰色で無地のものとする。（ワンポイント可） 寒いときは黒の防寒用タイツを着用してもよい。
くつ	高価なものや華美なものは避け、体育の授業ができるものとする。 ハイカットタイプはグラウンドでの体育の授業に適さないので使用しない。 かかとをつぶさないこと。雨の日はレインシューズでもよい。
コート	学校に登校するにふさわしいものの着用を認める。 （部活動で購入したウインドブレーカーでも可）
通学バッグ	通学バックについては、リュックタイプなど両手のふさがらないものとする。 ただし、イスの下におけるサイズ（幅35、高さ50、厚さ20が目安）のものとする。シール、アクセサリなどはつけない。 （キーホルダー等、目印となる小さなものは1つまで可）
上履き	指定のものを使用し、かかとをつぶさずに履くこと。体育館履きと上履きは兼用です。体育館入場の際は、入口で小石、ほこりを取ること。
頭髪	中学生にふさわしい髪形とし、常に清潔さを保つようにする。整髪料などは使用しない。パーマ・カール・染色・飾りはしない。 肩にかかるような長い場合はたばねる。（髪ゴムは黒、紺、茶など目立たないもの）
所持品	学用品以外のものは学校にもってこない。 所持品には記名をすること。
その他	冬、手袋・マフラーを登下校のときに使用してもよい。また、「ひざ掛け」についても、教室に着席時のひざ掛けとして使用することを認める。

＜本校の教育目標＞

新しい時代を創造するための教養を身につけさせ、心身ともに健全で調和のとれた人間性豊かな生徒を育成する。

- (1) 学力を高め、自ら考え正しい判断ができる人
- (2) 美しい豊かな心を持ち、思いやりがあり助け合える人
- (3) 責任を重んじ、実行力のある人
- (4) 体力を高め、健康で自分を大切にする人

＜柘形中学校校歌＞

「燃やせ若人」

作詞 叶 弦大
作曲

- (1) 緑がつつく 山脈に 燃やせ若人 青春を 清く流れる 多摩川の
水に映して 励みゆく ああ 空を仰ぐ 柘形中学校
- (2) 面影残す 武蔵野に 蕾群れなす 梨の花 古き歴史の 柘形を
若き心で つなぎゆく ああ 体鍛えよ 柘形中学校
- (3) 小高き丘に 集い来る 胸に明日の 純な夢 富士を背にした 学舎に
我等仲間の 詩がある ああ 心磨け 柘形中学校

校章



柘形城址から西北約1キロメートル離れた多摩丘陵の一角に学校があり、ふもとには梨園が広がっている。

「柘」の形の中に「中」の文字と「梨花」を配して地域を象徴するデザインにした。柘の四角には、本校の教育目標である「知・情・意・体」をそれぞれ意味づけ、心身ともに健全で調和のとれた人間性豊かな生徒の育成を表わし、白い梨の花びらは、純粋な心を、おしべの深紅は、若さに燃える生徒を表わしている。「中」の文字は、花芯に連なり、生徒が、学校が限りない可能性に向かって発展する願いがこめられている。

＜年間行事予定＞

月	前期	月	後期
4	始業式 入学式 対面式 生徒会オリエンテーション JRC 登録式 授業参観 仮入部 教育相談	10	合唱コンクール 梨丘祭・ふれあいフェスティバル 連合文化祭 市駅伝大会 市総体閉会式
5	避難訓練 地区班会議 3年修学旅行 体育祭 地域巡回	11	授業参観 3年中間テスト エネルギー環境教育ワークショップ 環境フォーラム
6	中間テスト 身体測定・新体力テスト 2年校外学習・職業体験 生徒総会 県総体ブロック大会	12	1・2年中間テスト 3年進路面談 新入生保護者説明会 1・2年教育相談 小6中学校体験
7	1・2年三者面談 3年進路面談 県総体	1	1年自然教室
8	夏季学習会 市総体開会式 一人ひとりのボランティア	2	学年末テスト
9	防災訓練 前期末テスト 開校記念日 市総体 生徒会役員選挙	3	生徒総会 3年生を送る会 卒業式 百人一首大会 球技大会 修了式 離任式
10	三者面談 市総体 前期終業式		

＜時程表＞

集会S時程			S時程			給食時程	平常時程			集会時程		
開始		終了	開始		終了		開始		終了	開始		終了
8:25 体育館に整列			8:25 教室で着席			生徒登校	8:25 教室で着席			8:25 体育館に整列		
集会	～	8:45	8:25	～	8:35	朝学活	8:25	～	8:35	集会	～	8:45
8:50	～	9:35	8:40	～	9:25	1校時	8:40	～	9:30	8:50	～	9:40
9:45	～	10:30	9:35	～	10:20	2校時	9:40	～	10:30	9:50	～	10:40
10:40	～	11:25	10:30	～	11:15	3校時	10:40	～	11:30	10:50	～	11:40
11:35	～	12:20	11:25	～	12:10	4校時	11:40	～	12:30	11:50	～	12:40
12:20	～	13:00	12:10	～	12:50	給食	12:30	～	13:10	12:40	～	13:20
13:00	～	13:20	12:50	～	13:10	昼休み	13:10	～	13:30	13:20	～	13:40
13:25	～	14:10	13:15	～	14:00	5校時	13:35	～	14:25	13:45	～	14:35
14:20	～	15:05	14:10	～	14:55	6校時	14:35	～	15:25	14:45	～	15:35
⑤14:15～14:25 ⑥15:10～15:20			⑤14:05～14:15 ⑥15:00～15:10			清掃なしで学活	⑤14:30～14:40 ⑥15:30～15:40			⑤14:40～14:50 ⑥15:40～15:50		
⑤14:15～14:30～14:40 ⑥15:10～15:25～15:35			⑤14:05～14:20～14:35 ⑥15:00～15:15～15:25			清掃&学活	⑤14:30～14:45～14:55 ⑥15:30～15:45～15:55			⑤14:40～14:55～15:05 ⑥15:40～15:55～16:05		
朝会あり45分授業			S時程＝45分授業			⑤＝5時間の日 ⑥＝6時間の日	50分授業			集会あり50分 (1校時以後10分遅れ)		
弁当持参日(昼食終了後20分繰り上がり)												
12:25 ～ 12:40			12:15 ～ 12:30			昼食(弁当)	12:35 ～ 12:50			12:45 ～ 13:00		
12:40 ～ 13:00			12:30 ～ 12:50			昼休み	12:50 ～ 13:10			13:00 ～ 13:20		
13:05 ～ 13:50			12:55 ～ 13:40			5校時	13:15 ～ 14:05			13:25 ～ 14:15		
14:00 ～ 14:45			13:50 ～ 14:35			6校時	14:15 ～ 15:05			14:25 ～ 15:15		
⑤13:55～14:05 ⑥14:50～15:00			⑤13:45～13:55 ⑥14:40～14:50			清掃なしで学活	⑤14:10～14:20 ⑥15:10～15:20			⑤14:20～14:30 ⑥15:20～15:30		
⑤13:55～14:10～14:20 ⑥14:50～15:05～15:15			⑤13:45～14:00～14:10 ⑥14:40～14:55～15:05			清掃&学活	⑤14:10～14:25～14:35 ⑥15:10～15:25～15:35			⑤14:20～14:35～14:45 ⑥15:20～15:35～15:45		

<最終下校時刻>

期 間	最終下校
4月 1日～ 9月18日	18:00
9月19日～ 9月29日	17:45
9月30日～10月 9日	17:30
10月10日～10月21日	17:15
10月22日～11月 4日	17:00
11月 5日～ 1月21日	16:45
1月22日～ 2月 5日	17:00
2月 6日～ 2月20日	17:15
2月21日～ 3月 7日	17:30
3月 8日～ 3月25日	17:45
3月26日～ 3月31日	18:00

生徒会規約

第1章 総則

第1条 本会は川崎市立柘形中学校生徒会と称する。

第2条 本会は会員が進んで、自分達の力で活動しながら共同責任の精神を養うとともに、民主的な学校内外の生活が送れるように努力をし、明るい校風をうちたてることを目的とする。

第2章 生徒総会

第3条 生徒総会は本会の最高決議機関である。

第4条 生徒総会は年2回開くことを原則とする。ただし生徒評議会が認めたときおよび会員の過半数の要求があった場合臨時に開催できる。

第5条 生徒総会は次のことを審議する。

1. 役員の承認
2. 規約の改正
3. 予算決算の承認
4. その他必要な事項

第6条 総会の議長は評議会の議長が総会の承認を得て兼任することができる。

第3章 本部役員

第7条 本会には次の役員を置く。

1. 会 長 2年1名
2. 副会長 2年1名 1年1名
3. 会 計 2年1名 1年1名
4. 書 記 2年1名 1年1名

第8条 生徒会本部役員の任期は10月より9月までの1期制とする。
生徒会役員選挙は別に定める。

第4章 各種委員会

第9条 各種委員は各学級において、男子1名、女子1名を互選する。委員の任期は、前期（4月～9月）、後期（10月～3月）の2期とする。

第10条 委員会は学級委員会、生活委員会、福祉委員会、図書委員会、保健委員会、視聴覚委員会、整美委員会、広報委員会、省エネ環境委員会をおき、正副委員長各1名を委員より互選する。委員会は月1回以上開き、活動計画を立案し、生徒評議会の決議を経たのち執行する

第11条 各種委員会は次の活動をする。

1. 学級委員会

クラス、学年、全校が円満かつ民主的に運営できるように協議をし、実践する。

2. 生活委員会

望ましい行動の基準と校内の秩序の維持向上につとめ、週番活動の中心となり、自主的に規律正しい生活ができるように働きかける。

3. 福祉委員会

校舎内外の環境の整備、美化につとめる。

赤い羽根などの募金運動の中心となり、青少年赤十字活動を推進する。

4. 図書委員会

図書室の自主的な管理運営および読書活動の援助をする。

5. 保健委員会

保健衛生全般を担当し、健康安全に関する調査や指導、広報に関する活動を行う。

6. 視聴覚委員会

学校放送その他放送に関することを企画し運営する。

7. 広報委員会

学級新聞発行や生徒会広報活動の中心となる。

8. 省エネ環境委員会

校内でのエネルギー環境学習の中心となり、活動の企画・運営などを行う。

9. 給食委員会

学校給食の円滑な運営をする。

第5章 生徒評議会

第12条 生徒評議会は、生徒総会につぐ決議機関である。

第13条 生徒評議会は本部役員、クラス代表、各種委員長、部長会議長により構成され、正副議長、書記を互選し、該当クラスより補充する。クラス代表（評議員）はクラス委員があたり提案と決議権を持つ。各種委員長は提案のみできる。地区長は生徒会長が必要と認めるとき、招集される。

第14条 生徒評議会は毎月1回開き、生徒会長が必要と認めるときは随時開くことができる。

第6章 地区長会

第15条 地区長会は、校外地域を基として、全会員の参加により組織をし、主に災害時の避難活動の中心となる。また地区独自の計画をたてて活動することができる。

第16条 各地区長および班長はその地区の実態に則して互選によって選出する。

第7章 部活動

第17条 この会には文化・体育関係の部をおき、希望者が参加する。

第18条 部については、別の規則を定める。

第8章 会計

第19条 この会を運営するため、毎月250円の会費を徴収する。

第 20 条 予算は生徒総会で決定する。

第 21 条 決算は毎年3月に行い、生徒総会に報告する。

第 22 条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第9章 特別委員会

第 23 条 体育的行事、文化的行事を企画し、立案し、自主的運営の中心となる。

第 24 条 特別委員会は各学級で互選する。

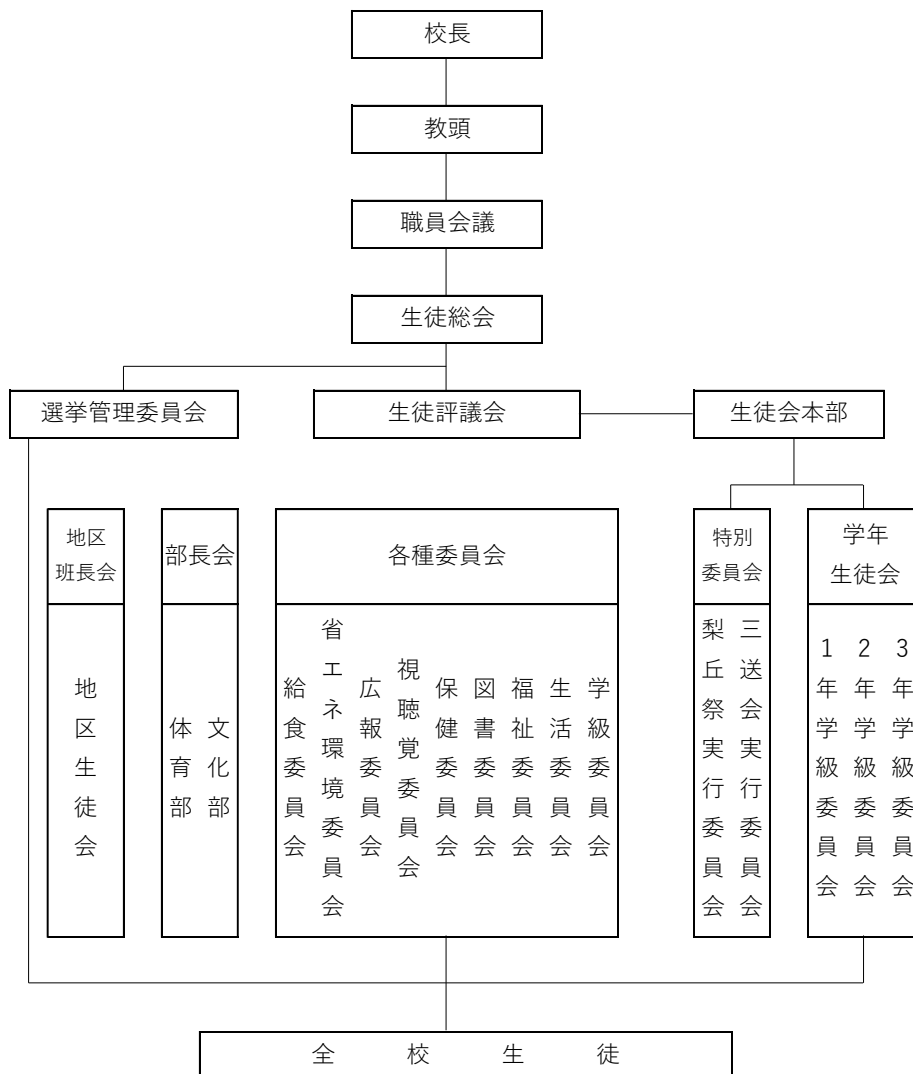
第 10 章 附 則

第 25 条 この会の活動は学校長の承認を得て行う。

第 26 条 会則の改正は生徒総会を経て行う。

第 27 条 この会則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

生徒会組織図



生徒会役員選挙規定

この規定は会則の精神に従い選挙が明るく正しく行われるようにするために定める。

この規定の具体的な運用に関しては、選挙管理委員会がその都度定める。

第1章 選挙管理委員会

第1条 選挙に関する運営を行う。

第2条 選挙管理委員は各学級男女1名の選出で構成され、互選で委員長1名、副委員長1名、書記若干名を選ぶ。

第3条 選挙の内容は次のとおりである。

- (1) 選挙の公示
- (2) 公報の発行
- (3) 選挙運動に関すること
- (4) 投票に関すること
- (5) 開票に関すること
- (6) 当選者の決定と公示
- (7) 異議申し立ての受理と処理

第4条 選挙管理委員は、いかなる選挙活動もしてはならない。

第2章 選挙日と公示

第5条 選挙は前期終業式前までに行う。選挙期日の3週間前までに公示しなければならない。

第3章 投票

第6条 選挙は投票により行う。

第7条 投票は無記名投票とし、次のように行う。

- (1) 立候補者全員から1名選び記入する。
- (2) 立候補者が定数をこえないときは信任投票とする。

第4章 開票

第8条 開票は選挙管理委員会が行う。

第9条 次の投票は無効とする。

- (1) 定められた投票用紙を使用していないもの。
- (2) 定められた記入方法で記入していないもの。
- (3) 選挙管理委員会で判断できないもの。

第5章 候補者

第10条 立候補できるのは1,2年とする。

第11条 立候補は指定された期日までに選挙管理委員長に届けなければならない。

第12条 選挙管理委員会は立候補できない。立候補するときは委員をやめる。

第6章 当選者

第13条 最高得票者を当選とする。信任投票の場合は過半数で当選とする。

第7章 選挙運動

第14条 選挙運動は投票日の1週間前から投票日前日までとし、選挙管理委員会で指定された時間に行うこととする。

図書室のきまり

1. 開室は昼休みです。図書室開室月予定表を見てください。
2. 貸し出し期間は、2週間とします。
3. 貸し出し冊数は、1回3冊までとします。
4. 本を借りるときは、カウンターの図書委員に学年、クラス、出席番号を伝え、個人カードを出してもらってください。コンピュータ処理は、図書委員が行います。
5. 本を返すときは、カウンターの図書委員に本を渡してください。コンピュータ処理は図書委員が行いますので、その後、本は自分で元の場所に返してください。
6. 本は分類番号順に並べてあります。取り出したり、返すときは、必ず元の場所に返してください。
7. 辞書・辞典類の貸し出しは行いません。図書室内で閲覧してください。
8. 室内には荷物を持ちこまないようにしましょう。
9. 本は大切に扱い、室内では静かに読みましょう。

学割証の発行について

1. 生徒が、JRを利用して、片道100キロメートルをこえる旅行をする場合は、学割証の交付を受けることができる。
2. 学割証の交付は、必要な枚数とする。
3. 学割証の交付を受けるには、「学割証交付願」に必要事項を記入し、保護者に印鑑を押してもらって、担任へ提出する。
4. 夏休み、冬休み、春休みの前には、なるべく指定する期日までに「学割証交付願」を提出すること。

令和6年度

管理部

校舎・教室配置＋避難経路図

↑
北

